

(仮 訳)

## プレス・リリース

2011 年 11 月 2 日  
バーゼル銀行監督委員会

### 銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課 ーバーゼル銀行監督委員会による 2 回目の市中協議文書の公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課について 2 回目の市中協議文書を公表した。

バーゼル委の提案は銀行の清算機関(CCP)向けエクスポージャーに対する資本賦課に関するものであり、デフォルト基金向けエクスポージャーと CCP 向けトレード・エクスポージャー双方についての資本要件を網羅している。バーゼル委は本年末頃にルールを最終化し、2013 年 1 月までにメンバー法域内において実施されることを期待する。

バーゼル委は、このトピックについて 2010 年 12 月に 1 回目の市中協議を行なった。本日公表した市中協議文書は、前回の市中協議において受けとった意見とともに様々な影響度評価の結果を考慮に入れている。また、バーゼル委は支払・決済システム委員会(CPSS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会とも緊密に協議を行った。

バーゼル委は、提案されたルールテキストに対するコメントを歓迎する。本案に対するコメントについては、**2011 年 11 月 25 日(金)**までに、電子メールにより [baselcommittee@bis.org](mailto:baselcommittee@bis.org) 宛に提出されなければならない。あるいは、「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛にコメントを郵送することもできる。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に機密扱いを要求しない限り、国際決済銀行のウェブサイト公表されるだろう。

#### バーゼル委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する慣行を世界的に促進し強化することを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓

国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委員会のオブザーバーは、欧州銀行監督機構、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定化研究所及び国際通貨基金である。